

令和3年第2回木島平村教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和3年2月24日(水) 15:15～17:10

2 場 所 木島平村役場 議員控室

3 出 席 教 育 長 小林 弘
教育長職務代理者 佐藤 秀雄
委 員 本山三智子
委 員 月岡 英彦
委 員 佐藤小百合

5 出席した事務局職員

子育て支援課長 島崎かおり
生涯学習課長 高木 良男
生涯学習係長 大口 晴男
子育て支援係長 武田 幸一

1 開 会 午後 3 時 1 5 分

2 前回会議録朗読承認（署名）

令和 3 年 1 月 2 7 日開催の令和 3 年第 1 回木島平村教育委員会定例会会議録を島崎子育て支援課長が朗読し、出席委員全員が内容を確認のうえ、全員が承認し署名した。

3 教育長報告

- (1) 2 月 1 7 日校長園長会から、引き続きの新型コロナウイルスの感染予防の徹底、年度末の飲食について長野県でも注意を呼びかけている。会計報告と厳正な監査について、異動があるので校長、教頭の方で監査をしっかりと行うこと。あたり前を疑う事。新しい感覚を持つこと等指示した旨、報告した。
- (2) 市町村教育委員会連絡会から、体罰、交通事故について。スクールサポートスタッフを来年度配置予定。
- (3) 人事異動は校長の指導人事である。学校構想に基づいて人事が行われる。
- (4) 小学校の教科担任制の導入について、やらなければならないものなのか、望ましいことなのか今後の研究である。
- (5) 今年度は新型コロナウイルスの関係で大変だったが、新たな事、様々な教訓を次年度に向けて活かしてほしい。
- (6) 常に人権意識を。「多目的トイレ」国土交通省が名称改定を決定。
- (7) 2 月 3 日園長会から、保育園でもデジタル化の検討を。ICTの活用について考えていかなければいけない時期がくる。次年度に向けて英語の遊び、やまびこの丘公園の遊歩道の活用について。新しい職員体制になるが働きやすい環境づくり等、指示した事項について報告した。

4 議 事

- (1) 議案第 1 号 木島平村奨学資金貸付基金条例の一部を改正について
- 議案第 2 号 令和 2 年度木島平村一般会計補正予算（第 1 1 号）について
- 議案第 3 号 令和 3 年度木島平村一般会計予算について
- 議案第 4 号 令和 3 年度木島平村学校給食特別会計予算について
- 議案第 5 号 令和 3 年度木島平村奨学資金貸付事業特別会計予算について

小林教育長

議事に入ります。議案第 1 号から第 5 号と 3 月議会で扱うものとありますが、説明お願いいたします。

○説 明

島崎課長

資料1をお願いします。議案1号から5号までございますが、今回教育委員会定例会で議案の関係でお示ししたものであります。本日開会した3月定例村議会で子育て支援課、生涯学習課に係る各議案を上程しまして決議をいただく流れとなっております。その前に、教育委員会定例会でご審議のほどお願いしたいと思っております。内容につきましては、第1号「木島平村奨学資金貸付基金条例の一部改正について」、第2号「令和2年度木島平村一般会計補正予算（第11号）について」、議案第3号から第5号につきましては、令和3年度の一般会計、それから学校給食特別会計、奨学資金貸付事業特別会計の予算の関係になっております。それぞれ議案の3号、4号、5号につきましては、予算書の厚いのとあと令和3年度の給食の関係と奨学資金の関係ありますが、こちらの方は委員さんの方でそれぞれご覧いただきまして、令和3年度の予算につきましては概要資料の方でご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。子育てに係る部分は武田係長の方から、生涯学習課に係る部分は大口係長の方からご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

小林教育長

それでは、係長をお願いします。

○ 資料1に基づき説明

武田係長

それでは議案第1号、木島平村奨学資金貸付基金条例の一部改正ということでお願いいたします。こちらの条例につきましては、高校生以上、高等学校以上に進学するもので学費の支出が困難と認められる世帯に1人月額4万円等の貸付けを無利子で行っているというものです。そちらの中の条例の一部を改正するものという事でございます。3枚めくっていただいたところに、改正後と改正前という事で対照表がございますのでそちらに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。この度、改正するところは第5条であります。改正前ですが、第5条の2号でございます。高等学校、専門学校、短期大学及び大学へ修学しているもので学業成績が優秀でかつ学習意欲があると認められる者でございます。こちらを改正後であります。学校教育法、昭

和22年法律第26号、第1条に規定する高等学校、高等専門学校、大学、（短期大学、大学院を含む。）同法第124条に規定する専修学校に修学する者又は学位の取得を目的として海外に所在する大学もしくは短期大学に修学する者で、学業成績が優秀でかつ学習意欲があると認められる者に改正を行うものです。改正後につきましては、まずもとなる学校教育法を明記したというのがひとつ。2点目は海外修学、そちらの方の対象を明確に記載している。3点目は、第5号を付け加えておりまして、こちらにつきましては貸し付けを受ける者及び保護者の属する世帯が村税等滞納していない者という事で、滞納していないことを条件としてこの度、付け加えたという内容でございます。貸付基金条例の一部改正につきましては、以上です。

小林教育長

奨学資金の貸付の第1号のことについて何かご質問ありましたらお願いします。ここにきて、なぜ改正する必要が出たのかというのがありますが、係長もちょっと触れたというようなこともあります。昨年の秋口に海外の大学に行くという事で、奨学金を受けることができないかということがありました。そのことについては、今までのこの奨学金の貸与のそこには載っていませんでした。そうゆう事で、やはり海外であれ、どこであれ、勉強したいという学生さんの奨学金を希望するという事については、前向きに今後の勉学に向かおうとする学生の気持ちをくんでやらなければいけない、そんな様なことでもありまして、今回ここに新たに海外に所在する大学という様なことも入れたわけでありまして。そんないきさつがあります。よろしいでしょうか。

（特段意見なし）

それでは、議案2号をお願いします。

武田係長

議案第2号、令和2年度木島平村一般会計補正予算（第11号）についてお願いします。資料の方は、補正予算書になります。ページは125ページ、民生費からお願いします。右側の説明書きに基づいて説明の方をさせていただきたいと思っております。民生費の児童福祉総務人件費こちらにつきましては、正規職員の手当にかかる減額、共済費含めまして4万8千円の減額であります。児童手当給付事業こちらにつ

きましては、実績の見込み増という事で79万5千円増額しております。児童福祉金等支給事業につきましては、父子世帯の児童奨励金という事で計上しておりましたが該当者が無しという事で3万円の減です。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、国の事業でありまして事務費にかかる交付金であります。1万円の増という事でよろしく願いいたします。その下、保育所費であります。保育所人件費であります。59万8千円の減額であります。めくっていただきまして126ページであります。保育所管理運営事業であります。こちらにつきましては、報酬費であります。94万8千円の減額となります。その下、発達支援事業であります。こちらにつきましては、103万8千円の減という事で報酬費、職員手当の減額となっております。その下、保育の実施委託事業としまして、こちらにつきましては負担金になりますが6万円の増額となります。その下、児童クラブ運営費であります。こちらは収入となります。中程の補正額の財源内訳をご覧くださいと67万2千円の減とその他でございますが、児童クラブの使用料という事でこちらにつきましては、利用者の収入減を見込んだものであります。民生費につきましては、以上です。138ページお願いします。教育費であります。教育委員会費であります。こちら中程に財源内訳ございまして放課後子ども教室使用料であります。スキルアップでございますが、こちら先ほどの児童クラブと同様、保護者からの使用料29万1千円ほど減額補正をさせていただきます。その下、事務局費であります。一番右の説明書きをお願いいたします。事務局の人件費でございますが、共済費含めまして、16万1千円の減額。139ページお願いします。教育費小学校費でございます。小学校管理費こちらにつきましては、GIGAスクール構想事業・小学校管理費としまして37万4千円減額しております。こちらにつきましては、キャビネット、児童1人1台タブレットPCの保管庫でございます。こちらの方の実績減という事で、37万4千円減額しております。その下でございますが、小学校保健費であります。こちらにつきましては、学校保健特別対策事業・新型コロナウイルス対策備品購入費という事で、222万8千円ほど計上しておりますが、内容につきましては、空気清浄機15台ほど予定しております。小学校以上です。続きまして、その下、中学校費でございます。中学校管理費であります。こちらにつきましてもGIGAスクール構想事業の中学校管理費ございまして、先ほど小学校

同様、キャビネット、保管庫18万7千円減額であります。その下、中学校の保健費につきましても同様の内容となっております、87万円ほどの増額、内容につきましては空気清浄機12台、それとサーマルカメラを1台ほど予定しております。子育て支援係につきましては以上です。

小林教育長

大口係長お願いします。

大口係長

それでは、生涯学習課分をお願いいたします。ページ戻っていただきまして、125ページをお願いいたします。3の民生費の5目の人権推進費になります。この部分につきましては、職員の人件費につきまして7万2千円の減額というふうになります。これにつきましては、総務課の方からの指示でございますので、よろしくおねがいたします。続きましてページ飛びまして、140ページをお願いいたします。9款の教育費で社会教育費に係る部分でございます。初めに、1目の社会教育総務費ですが、これにつきましては職員の人件費の減額でございます。この部分につきましても15万8千円減額させていただくのですが、総務課からの指示によるものでございます。続きまして、2目の公民館費です。19万1千円の減額をさせていただきたいと思うのですが、この公民館費の中で例年行っております成人式の費用をここで見ております。令和2年度成人式開催できませんでしたので、不要となりました消耗品等についてここで減額をさせていただきたいと考えております。次、7目の若者センター管理費になります。これにつきましては、88万円の増額をお願いしたいとゆうふうに思うのですが、若者センターの排水する管の腐食がありまして、その部分について改修工事をこのところで、行わせていただきたいと考えております。その工事費用という事で88万円になります。続きまして、農村交流館の管理費になります。これにつきましては、全体で8万1千円ほどの減額になるのですが、その内訳として需用費で29万7千円。これにつきましては、農村交流館の備品等に係る修繕費でございます。その下の役務費につきまして、それぞれ減額があるのですが、施設管理委託料につきましてはシルバー人材センターの方に宿日直等の管理をしていただくのと、それと機械警備で警備会社の方にお願いしているのですが、その部分について閉館等がありましたので、見込みを立てさせていただきまして、それぞれ減額をさせてい

ただくような予算組をさせていただいております。その他の賃借料につきましても同様でございます。続きまして、その下段の保健体育費になります。これにつきましては、職員の人件費につきまして総務課からの指示により減額でございます。その下の141ページになります。3目の体育施設管理費になります。これにつきましては、令和3年度体育館の耐震工事、それと証明のLED化を予定しておるのですが、その設計をしていただきました。その入札差金であります45万3千円を減額させていただく予定にしております。生涯学習課につきましても、以上でございます。

小林教育長

今、補正予算について説明をしていただきました。何かご質問ありますでしょうか。それでは、議案の第2号につきましては、ご承認いただいたという事でよろしいですか。

(特段質問無し)

それでは、第3号、一般会計につきましてお願いいたします。

島崎課長

資料は1-1、1-2でお願いします。

小林教育長

この予算概要で説明をしていただきます。お願いします。

(*個人情報に該当する部分は、会議録と一部異なる場合がございます。ご了承ください。)

武田係長

○資料1-1 令和3年度予算概要に基づき説明

大口係長

○資料1-2 令和3年度予算概要に基づき説明

小林教育長

それでは、子育て支援課の方でご質問ありましたらお願いします。

佐藤職務代理者

教育委員会費で、52ページの木島平型教育づくり事業のところでは公開授業とかやっていますが、指導者に係る金額については変わらないのでしょうか。小学校、中学校の方もよろしいですか。タブレットが1人1台ここで小学校60台、中学校30台となっておりますけれ

ど、いわゆる学校が休業になった時に使うことだけじゃなくてももちろん普段の中でも、使えると思われませんが、そこら辺の普段の授業の中でも活用していくという形と考えて、学習ソフトとかいろいろありますけれど、そういう理解でよろしいのでしょうか。

小林教育長

それでは、今の2点についてお答えいただけますか。

武田係長

まず、52ページの事業につきましては、令和2年度と比較しまして10万ちょっと減額しております。公開授業1回分だけ減額の方をさせていただいています。先ほどの54ページのタブレットの件ですが、こちらにつきましては、元々小学校60台、中学校30台、パソコン教室で児童生徒が使っていたものです。今年度、1人1台端末が入りましてこちらのタブレットリースのもので、教師が使うと。小学校につきましては60台あるのですが、そのうちの30台を生涯学習課の方で使用の設定変更をここでいたしました。中学生議会もありました図書室に配置をしていただきたいという話もありまして、こちらの方に5台ほど。生涯学習の講座等々でその残りを使用するという事で、小学校30台、中学校30台、それを教職員の方々が今後使用していくとそのような計画でおります。

佐藤職務代理者

普段の授業の中で使える体制はできていると考えていいのですか。

武田係長

普段の授業の中で、使用していくと。そのように考えています。

小林教育長

普段の授業の中で使うためのものなので、可能というよりも普段の授業で学習道具のようにして使うという事であります。

島崎課長

授業でプリントを配ったり、回収したり生徒と先生とのやり取り、パソコンを通してやったりします。

佐藤職務代理者

多分まだやってないですよ。学校ではこれからですよ。

島崎課長

学校の方も少しずつ、この間、小中学校から報告あった訳ですが調

べ学習をしたりプリントの提出をしたりしています。

武田係長

元々、パソコン教室の中でタブレットを使ってICTの授業というのはやっていたから、それを今度の新しい1人1台端末の中で、それを操作していく。授業をしていくというイメージです。

佐藤職務代理者

パソコン教室というよりは、普段の自分たちの算数とか、普段の授業の中で使える体制はできていると。

武田係長

これからデジタル教科書、そういったものを入れてノートのように、教科書のように使っていくという事です。

佐藤職務代理者

県によって、だいぶ違いがあるようですが広島県とかはかなり進んで、やっているところは多いそうなので、機械はあるけれどどうゆうふう利用していいのかというところは、これからだと思いますが、ちらっと見た限りでは通常の今までの授業だと、みんな例えば手をあげるだとか発言するときに、自分で言う子がいますよね。けど言わないような子は言わないわけですね。そうゆうのがタブレットだと手をあげて勇気出して言う必要がなくて、自分たちの発信ができる。それをみんなが共有して受け止めてくれてそれに対してまた、発信ができるような、そうゆう交流というか授業ができるという事も読んだ限りではあるのですが、休業の時だけ使うのではなくて普段の中で使っていくという事を、これから支援してもらえればいいなと思いました。

島崎課長

それぞれ、子ども達が考えたものを電子黒板に映し出されてみんなの意見を共有できて、意見を言い合ったりそんな場面もあると思います。

小林教育長

小学校では既に60台のタブレット、中学校30台のタブレット整いまして去年、おととしぐらいからそれを使っております。中学で言えば、数学とか体育、小学校では調べもの学習、国語、社会いろいろなところで。いわゆるGIGAスクールというのは国際的に日本がおいでいかれないようにという事で、1人1台という事で前倒しで国の予算で子ども達に1台のタブレットという事で336台小中合わせ

て、これは既に納入されております。その辺の有効的な使い方、今まで小学校60台しかなかったんですが、それを今度1人1台、全員になります。これは、学校に置くだけではなくこれからの貸付け規定とかも考えまして、1人1台はもう学習の道具のように慣れるという事、どんどん普段の授業の中で使ってもらおうという、そんな事が大事なわけで当然ながらそうゆうところで使っているとまた、いざという時の学校の臨時休業の時にも家で使えることができるという様なふうにつながっていくわけで、有効に使っていかなければいけないと思います。他にいかがでしょうか。

佐藤小百合
委員

先ほどの52ページの木島平型教育づくり事業に関して武田係長の方から、公開授業の報酬が1回分減ったという事なのですが、なんで1回分減ったのか、今までよりも1回分減ったということなんですか。

武田係長

今年に比べて、今年の予算より1回分減らしました。

佐藤小百合
委員

なぜ1回分減ったんですか。

武田係長

今、公開授業に係る講師について、小学校中学校に入っていますが、新しい先生方に加わっていただく、そういったこともあるという事で、それが2回なのか1回なのか、今の段階ではわからないので、予算につきましては1回としております。

佐藤小百合
委員

今まであったもの例えば2回とかあったのが、1回にしたという事ですか。

武田係長

公開授業そのものは、今後も行いますが中身を新しい先生方に加わっていただくものです。

佐藤小百合
委員

これまでの先生方が2回きてくださったのを、今回は2回そのままAさんとBさんでなくて、Aさんだけにしてという事ですか。

武田係長

予算の関係もございましたので、どの様な先生方に係っていただく

のかは別として予算上はこのような形で計上させていただきました。

佐藤職務代
理者

すみません、今のところに係って、マイナス10万ですか。30万
ですか。

武田係長

10万に交通費が加わった12、13万くらいになると思います。
それを1回分で減額しています。

佐藤職務代
理者

簡単に言うと、公開授業の講師報酬を切ったわけですね。学校も了
解しての話ですか。つまり小中両方やっているわけですが、それで切
ったという事ですか。

武田係長

講師報酬で言えば、2回を今回1回という形で、そこが別の先生に
なるのか全く別として予算上は1回です。

佐藤職務代
理者

1回減らすという事は、小中了解のうえで、コロナで1年間公開っ
てあまりできなかつたかも知れないけど、ただ研究というかそれは継
続してきていると思うので、その反省のうえに立ってひとつ減らした
方がいいという了解のもとに減らしているという事ですか。つまり、
学校が減らしたいとゆう事で減らしているのか、そうではなくて、教
育委員会の指導で減らしているのですか。

小林教育長

この件につきましては、内容的なものもありますし理事者協議
等々、そしてまた教育委員会子育て支援課との協議、そしてまた総務
課も入ったところでの決定をした額であります。内容についてはそれ
ぞれのいろいろなことがあると思うのですが、今、係長が説明したよ
うな形であります。よろしいでしょうか。ここで復活をすとかそう
ゆう事ではなくしてコスト意識を持ってとかいうか、学校の授業につ
いてはコスト意識というのはあてはまらないのですが、備品等々の関係
もありましてそういう面での見直しとかいうか、そういう面での査定と
いう結果であります。

佐藤職務代
理者

学校は、了解しているわけではないのですね。学校の方も了解して
ないと今度の1年間の計画をつくるのに係ってきますので。そこは要
望とすれば学校との了解のもとにそういう予算関係も作ってもらいた

いというのが私の要望であります。

小林教育長

要望という事ではありますが、実際にはどうゆう様な計画で小中学校の来年度の計画が出てきております。そんなような事を見ると今のことがちゃんと合致しているのかそうでないのかどうかという事がわかるわけで、私もそここのところは特に質問はしておりません。そんな面もあります。ここで審議をしていただくというのは、この議案の件につきましてどうゆう様に中学校費、小学校費と予算があります。そのことについて、ご了解をいただくという事が大きな目的であります。子育て支援課についてはご質問は他にありますか。

(他に質問無し)

それでは、生涯学習課関係の方でお願いします。

佐藤職務代理者

質問いいですか。6ページの体育施設管理費、その中に弓道というのがあります。それから、総合グラウンドというのがありますけど、これは弓道は中学校の道はさんだところですよ。総合グラウンドというのは、スキー場へ登っていく途中の右側というか。両方とも質問ですが、使われているのでしょうか。利用されているのかどうかわからないもので。弓道も総合グラウンドもどうなんでしょうか。

大口係長

令和2年度でいきますと、総合グラウンドは夏場の学生さんたちの合宿とか全然今年は入らなかったもので、去年、総合グラウンドは2回ほどの使用でした。弓道場につきましては、弓道クラブの方で定期的に練習されているのかなと思います。

佐藤職務代理者

弓道クラブというのがあるのですか。

大口係長

村の社会教育登録団体に中にあります。

佐藤職務代理者

月2回ぐらいですか。

高木課長

頻繁に使われています。グラウンドも夏場中心ですが。中央グラウンドに比べれば利用率は低いですが。

佐藤職務代
理者

使うのは、学生さんの合宿が主ですか。

高木課長

はい、そうですね。

小林教育長

もうひとつ、盆野球も総合グラウンド、中央グラウンド、旧南部小学校とグラウンドそれぞれ分かれてやっていると。総合グラウンドもよく夏場は大学の関係、地域では野球の関係でよく使っています。よろしいでしょうか。他に生涯学習課、人権推進室の関係ありましたらお願いします。それでは、今、議案の第1～第5号まで説明していただきまして、承認していただいたという事で。よろしいでしょうか。

(特段質問なし)

5 協議

①の木島平村特殊教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する教育委員会訓令について

小林教育長

①の木島平村特殊教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する教育委員会訓令について、まずこの①からお願いします。

○資料2に基づき説明

武田係長

資料は2であります。こちらの奨励費につきましては、現在、特別支援学級に就学されている児童・保護者に対して奨励費を国の補助金の一部の範囲で、予算の範囲で支給をするというものでございますが、その中の要綱の一部を改正するものであります。資料2のところご覧いただきまして、まず字句のところでございますが、「特殊」となっておりましてこの特殊教育、たいぶ過去にさかのぼった言い方でありまして、現在は特別支援になりますので字句改正です。そちらを1枚めくっていただきまして、改正前と改正後とございましてこちらの字句訂正をそれぞれ第1条の中の訂正をさせていただくものでございます。第2条につきましては、支給対象者、改正前のところでは支給対象者は明記しておりませんでした、ここで明確に明記すると

いう事で加えてございます。第2条、就学奨励費の対象者は、木島平村の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者とする。という事で、加えたものでございます。あと第3条でございますが、支給対象経費でございます。この中でも、9号につきましては、「特殊学級」を「特別支援学級」に改めます。9号と12号です。新たに13号を加えております。オンライン学習の通信費でございます。こちらにつきましては、要保護世帯の児童又は生徒が学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供されるオンライン学習を行う場合に必要な通信費、モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。としまして、オンライン学習の通信費につきましては国の補助事業でございますが、国の要綱も改正されたわけですが、そちらに基づいた形で木島平村の要綱の中身も今回、追加したものでございます。内容につきましては、以上でございます。

小林教育長

ただいまの①につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

本山委員

いいですか。特別支援学級に就学するというのがあるのですが、それは木島平小学校や木島平中学校なんですけど特別支援学校と違って、養護学校は含まないのですね。別扱いということですか、その子どもさんは。同じ子どもなら学級であって、特別支援学校に行っている子ども対象にはなるのではないかなと思ったのですが、それはあえて入ってないのは何か意味があつてなのか、よくわかりませんが、保護者の立場からすると同じ村の子どもなら同じ扱いしてほしいなど、素朴な気持ちはあるのですが、何か法律上それを分けなければいけない理由があるなら教えてほしいです。国の方で出るから村ではあえてという何かそういう線引きがあるのでしたらそれはそれで構わないんですけど、村にいて住民票あるけれど学級に対象の子だけはというのは、ちょっと変かなと思いました。今日いまここでなくていいんですが、すみません。

佐藤秀雄職務代理者

ここへ行っている子どもたちは支援があるんですか。別なところからの支援、国からとか県からとか。

武田係長 学校の中で支援はあると聞いたのですが、具体的には答えられないので、また確認いたします。

本山委員 あらゆる場面でそうなのですが、学校教育の年齢にある子どももそうなんですけど、卒業して成人式とか段階を経て出席する、しないではないですが村に在籍するなら招待とか当たり前に入ってきていいなと思うので、理由がわかれば教えていただきたいし、あらゆる子ども村にいるなら全部同じように対象にしていきたいと思いました。

高木課長 今のお話、成人式等は住所さえあれば、そうゆうふうにしております。

本山委員 ありがとうございます。保育園に在籍してて、小学校にあがったけれど、うちの子は小学校ではなくて特別支援学校だったから、運動会とかそうゆう時に見に行きたかったり、一緒に見たかったという事を以前聞いたことがありましたので、そうゆう形でもいいから招待なり是非見に来てくださいとか、参加してくださいがあると同じ年に同じ村に生まれた保護者としても本人としてもうれしいなと思います。

島崎課長 ありがとうございます。また確認してお答えしたいと思います。

小林教育長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。
(特段質問なし)

②木島平村要保護及び準要保護児童等就学援助費支給要綱の一部を改正する教育委員会訓令について

小林教育長 ②につきまして「木島平村要保護及び準要保護児童等就学援助費支給要綱の一部を改正する教育委員会訓令」という事をお願いします。

武田係長 資料2の2枚めくっていただいたところになります。こちらにつきましては、要保護及び準要保護の児童生徒に対する就学援助費支給要綱でございますがそちらの一部を改正する内容です。先ほどの支援と

同様にこちらにつきましてもオンライン学習通信費で12号に加えたものでございます。学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供されるオンライン学習を行う場合に必要な通信費という事で、加えて改正するものであります。もう1枚めくっていただきますと、改正前、改正後という事で対照表がございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

小林教育長

ただ今の説明で、ご質問ありましたらお願いします。

(特段質問なし)

このところをご理解いただいたという事で、ありがとうございます。

③木島平村小・中学校学習用モバイルルーター貸与事業実施要綱について

小林教育長

③の「木島平村小・中学校学習用モバイルルーター貸与事業実施要綱」についてお願いします。

武田係長

木島平村小・中学校学習用モバイルルーター貸与事業実施要綱ですが、新たに要綱を制定するものになっております。目的としまして第1条にかかげてございますが、インターネット環境が整っていない児童・生徒の家庭におけるオンライン学習を支援するため、学習用モバイルルーターの貸与に際し必要な事項を定め、家庭における学びを保障できるよう家庭学習通信環境の整備を支援することを目的とするという事です。対象者でございますが、第2条のルーターの貸与の対象者は村内の小中学校に在籍している児童及び生徒、以下、使用者の保護者とし次の各号のいずれかに該当するもの、ただし教育委員会が特に必要と認めたときはこの限りではない。という事で、第1号自宅にオンライン学習に必要なインターネット環境がない者、2号としまして、自宅にインターネット環境はあるのですが、特別な事情により使用ができないものという事で、対象者を定めてございます。台数につきましては、第3条ルーターの貸与台数は1台とする、であります。貸与期間につきましては、ルーターの貸与した日から6カ月以内

とするという事です。第5条、第6条は申し込み、承認に関するものです。1枚めくっていただきまして、費用負担でございます。こちらにつきましましては、第7条にかかげてございましてルーターの貸与にかかる費用は、無料です。2項のところでは、貸与を受ける期間の通信費こちらにつきましましては、保護者が負担するものとするというものです。第8条、第9条につきましましては、承認の取消し、返却に関する詳細をかかげております。遵守事項としまして、第10条で使用者、保護者は次に掲げる事項を守らなければならないという事で、遵守する内容を1号から5号までかかげております。以降、申込書、利用条件、決定通知書等の資料をつけております。こちらは、モバイルルーターの要綱は新たに制定するわけですが、保護者にアンケートとりまして、中学校と小学校の高学年で家庭にインターネット環境がない家庭が26件ございましたので、26件分のモバイルルーターを用意いたしました。この要綱を制定し3月の議会を経て各家庭にご案内して必要なお宅に貸与していく、今後、新型コロナウイルスによる学習・授業に備えるような形でインターネット環境を整えていただいて、オンライン学習の方も進めていきたいと考えております。

小林教育長

今、細かく説明してもらいましたが、臨時休業になったときだけでなく、普段の時でも貸し出しをして使うという事もありうるわけがあります。教育の公平性という事を考えて対応する訳であります。文言等、何かありましたら出していただければと思います。

佐藤職務代理者

ルーターの通信料は1カ月としたらいくらぐらいでしょうか。

武田係長

今、格安シムで学生割引がきいて月2,200円~2,300円というのがあります。それは、30ギガバイトで標準的なものであるかと考えております。

佐藤職務代理者

それはかなり安いほうですね。一般的には4,000円、5,000円くらいですね。

武田係長

そうしたところを家庭で用意していただくのですが、そんなところを案内しながら取り組んでいただければと思います。

小林教育長

他にありますか。

月岡委員

先ほど、ネットに未加入が26件でしたが、その家庭では入っていないという回答は出ているのでしょうか

武田係長

アンケートの中で意見があったのですが、ほとんどの家庭がそういう回答をしていただいたり、あと「不安に感じている」とか「まだわからない。」という回答がありましたが、それは「料金がわからないので何とも言えない」という意見がありました。ただ、そうしたものを利用する事については、保護者の方も前向きに検討していただいていると感じました。

月岡委員

そのところで、家庭任せだと迷われたり、わからないことたくさんあると思います。容量によってもですが、この辺を紹介してあげるとか考えていただけるのでしょうか。

武田係長

教育委員会として、特定の業者というわけにはいきませんが、こんなところやこんなところがありますとか、設定ですとか、そういう意味での支援はしていきたいと考えています。

小林教育長

家庭の事情で環境整備が大変だという家庭もありますので、その辺のところの支援も考えていかなければならないと思います。他にいかがでしょうか。

(特段質問なし)

よろしいでしょうか。それでは、③につきましてもこういう方向で教育委員会の方でも実施要綱を作成していくという事ではありますが、ご了承願いたいと思います。

6 報 告

(1) 保育園及び小中学校の状況

島崎子育て支援課長が、保育園及び小中学校の状況を報告した。

(2) 行事等の共催後援の承認について

島崎子育て支援課長が資料4に基づき、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟から申請があった「障害者クロスカントリー体験会」の後援承諾について、開催日の関係で教育長専決により承認した旨報告をした。

(3) その他

高木課長から生涯学習課における事業経過報告資料について説明した。

7 その他

(1) 当面の日程（諸行事・会議等）

島崎子育て支援課長が、令和3年第3回教育委員会定例会の開催時間変更と合わせて同日に総合教育会議を開催する旨提案し、全員が了承した。「令和3年第3回木島平村教育委員会定例会」を令和3年3月24日（水）午後2時15分から、また引き続き令和3年第1回総合教育会議を午後3時30分から開催することを決定した。

また、令和3年度市町村教育委員会連絡会について、栄村教育委員会教育委員の異動報告について説明報告した。

8 閉 会 午後17時10分

小林教育長が閉会を宣言した。